



日本意匠分類(平成19年4月1日施行版)について

特許庁審査業務部 意匠課

日本意匠分類の改正について

はじめに

平成19年4月1日施行予定の改正意匠法において、「意匠の保護対象の見直し」が図られ、操作に用いられる画像や機器本体と別の表示機に表示される画像が保護対象となります。

このため、画像を含む意匠の出願が増加するものと考えられますが、現行の日本意匠分類は、画像を含む意匠に対応していないため、効率的な意匠審査、先行意匠調査を行う際等の、日本意匠分類を改正することとしました。

日本意匠分類の改正内容について

画面デザインに対応した分類改正

外部調査の結果もふまえて検討した結果、現行意匠分類を最大限に活用し、画像を含む意匠には「小分類の末尾に『W』を付与」することとしました。

《理由》

近年の画面デザインに関連する技術の進展はめざましく、将来において予想しなかった物品に画面デザイン(画像)が用いられるようになった時にも柔軟な対応が可能。

今回保護することとなった画面デザインは、物品の部分としての扱いであって物品を離れたものではないため、本来は現在の分類をそのまま使用することが適当ですが、意匠審査業務及び先行意匠調査等における利便性を考えると、「物品」及び「画像」のいずれも検索キーが必要。

日本意匠分類の改正内容について

画像を含む意匠の分類展開について

H17年1月1日施行現行分類

A	5 -	1 2 3 4 5	A B C
グループ記号	大分類	小分類	Dターム
英字1桁	数字1桁 (0~9)	数字5桁(0~9) の自由展開	英字3桁内

H19年4月1日施行新分類

A	5 -	1 2 3 4 5
グループ記号	大分類	小分類
英字1桁	数字1桁 (0~9)	数字5桁(0~9) の自由展開

画像意匠分類対応記号「W」と「Dターム」の並記可能。

ただし、Dタームは「グループ+大分類+小分類+Dターム記号」をさし、「グループ+大分類+小分類+W+Dターム記号」のような記載はしない。

例えば一つの意匠について「A5-12345W、A5-12345ABC」の同時付与が可能だが、「A5-12345WABC」のような記載はしない。

画像意匠分類対応記号

画像意匠対応記号

英字1桁「W」

W

画像意匠分類

英字1桁「W」

A B C

Dターム記号

英字3桁内

現行の日本意匠分類(グループ、大分類、小分類)は、変更しません。

現行の日本意匠分類全てに対して「W」の付与を可能とします。

画像意匠分類とDタームの並記は可能ですが、例えば「A5-12345WABC」(「W」+Dターム記号)のような記載はしません。

日本意匠分類の改正内容について

画像を含む意匠の分類の運用について

画像意匠分類を付与する対象

意匠出願の画像意匠分類を付与する対象は、特許庁における意匠審査及び先行意匠調査に主眼をおき、画像を含む意匠の出願を画像意匠分類の付与対象とします。

よって、参考図のみに画像が表されている場合は付与対象としないこととします。

願書に添付された図面のうち、必要図に画像が表されている出願に付与します。
参考図のみに、画像が表されている場合には付与しません。

平成18年改正意匠法以前から保護対象であった、いわゆる初期画面等が表された意匠に対しても付与します。

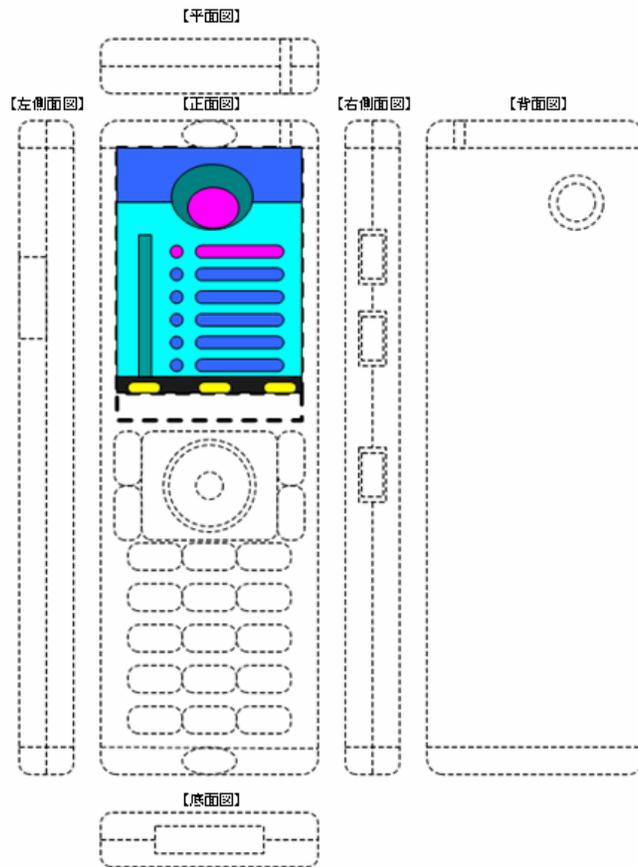
今回の法改正において、新たに保護対象となった「操作の用に供される画像」以外の画像を含む意匠に対しても付与します。ただし、画像意匠分類は平成19年4月1日以降の出願に対して付与し、それ以前の出願に遡って分類を付与し直すことはありません。

日本意匠分類の改正内容について

- 1 画像を含む意匠の分類の付与例

当該物品自体が有する表示部に表示される場合

【意匠に係る物品】 携帯電話機



携帯電話機の分類: H7 - 43

+

画像意匠分類対応記号W

=

H7 - 43Wを付与

日本意匠分類の改正内容について

- 2 画像を含む意匠の分類の付与例

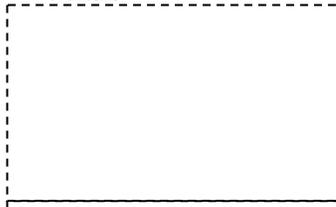
当該物品と一体として用いられる他の表示機器等に表示される場合

【意匠に係る物品】 デジタルビデオディスクレコーダー

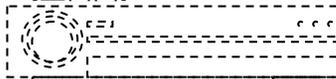
【画像図】



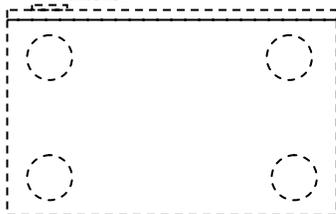
【平面図】



【正面図】



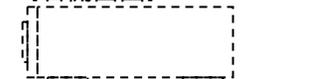
【底面図】



【背面図】



【右側面図】



デジタルビデオディスクレ
コーダーの分類: H6 - 52

+

画像意匠分類対応記号W

=

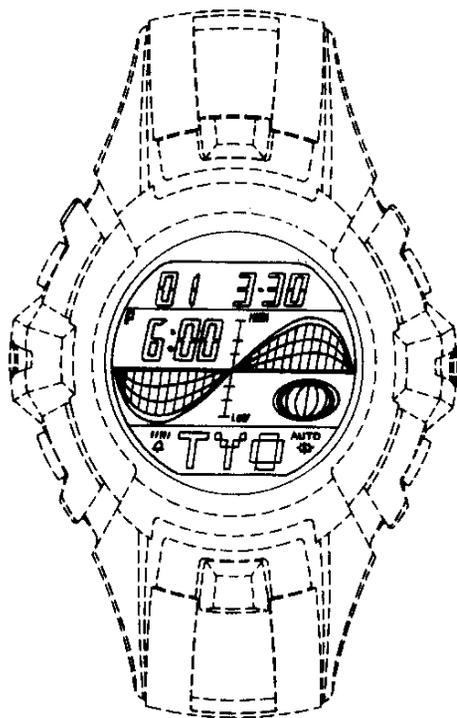
H6 - 52Wを付与

日本意匠分類の改正内容について

- 3 画像を含む意匠の分類の付与例

改正前より保護対象のもの

【意匠に係る物品】腕時計本体
意匠登録第1149610号



腕時計の分類: J2 - 300

+

画像意匠分類対応記号W

=

J2 - 300Wを付与

注意:

今回の法改正において、新たに保護対象となった「操作の用に供される画像」以外の画像を含む意匠に対しても「W」を付与します。そのため、以前から保護対象であった左図のような意匠に対しても、平成19年4月1日以降の出願が合った場合は「W」が付与されるという例です。

ただし、画像意匠分類は平成19年4月1日以降の出願に対して付与し、それ以前の出願に遡って分類を付与し直すことはありません。

日本意匠分類(平成19年4月1日施行版) の施行時期について

- 2007年4月1日 改正分類(画面デザイン対応)の運用開始
- 2007年7月1日 改正分類(画面デザイン対応)の定義公開
(特許庁ホームページで公開)

問い合わせ先

- **特許庁 意匠課 企画調査班**

メールアドレス : PA1530@jpo.go.jp

TEL : 03-3581-1101 (内線 2907)

FAX : 03-5570-1588